

## 学校生活を送るにあたって

学校では、多くの生徒がさまざまな考えや目標をもって、共に生活を送ります。お互いが迷惑をかけないように、思いやりとモラルをもって学校生活を送るよう心がけてください。

定時制には成人生徒も在籍していることから、本校の規則は一般の社会ルールに準じたものであり、すべての生徒が気持ちよく学校生活を送ることができるように定めています。

生徒の皆さんは必ず守ってください。規則に違反したときには、誰かが嫌な思いをしているのです。

### 1) 禁止行為

次に示す①～⑯は禁止行為です。これらの行為は、自らの心身を傷つけたり、他人にも迷惑をかけることになるので絶対にしてはいけません。違反した場合は、停学や懲戒などの厳しい指導の対象となる場合があります。その際、保護者の方に学校へ来ていただいたり、家庭訪問など、家庭と連携し指導を行います。

#### ①喫煙行為

未成年者による喫煙行為は法律で禁じられています。また、成人であっても学校敷地内は全面禁煙です。加えて、喫煙具や喫煙類似品も、校内への持ち込みは禁止です。

#### ②暴力行為

いかなる理由があろうとも暴力による問題解決や意思表示などは禁止です。

#### ③近隣の住民への迷惑行為

登下校時などに学校周辺や公園などに集まったり、大声を上げたり、近隣の住民に迷惑をかける行為は禁止です。

#### ④指導無視や暴言

先生からの指導や指示には従ってください。無視や暴言は禁止です。

#### ⑤授業妨害や中抜け

授業を妨害する行為（指導無視や大声をあげる、暴れるなど）は禁止です。また、授業中や集会等で携帯電話やスマートフォンなどの使用も禁止です。

授業中に教室から抜け出し（中抜け）て、校内や校外を徘徊、廊下等でたむろする行為は禁止です。

#### ⑥スマートフォン等を利用したインターネットの利用について

SNS 等による誹謗中傷や写真・動画を無断で掲載するなどの行為は禁止です。

#### ⑦いじめ

いじめは重大な人権侵害行為です。絶対にしてはいけません。

### ⑧らくがきや器物破損

らくがきや器物破損等の行為は禁止です。実費弁償を基本に対応します。

### ⑨部外者の校内への立入り

友人であっても、部外者が校内に許可なく立入ることは禁止です。部外者が許可なく立ち入った場合は、警察に通報することもあります。

### ⑩バイク（自動車）での通学

バイク(自動車)での通学は禁止です。

校内への乗り入れ、学校周辺への駐車・駐輪も禁止です。

### ⑪チケットや物品の販売

イベントなどのチケットや物品の販売行為は禁止です。

### ⑫考査での不正行為（カンニング）

考査での不正行為をした場合、当該科目の点を0点とします。

また、紛らわしい行為に対しても不正行為とみなされることがあります。

### ⑬違法薬物・危険ドラッグ類の乱用

違法薬物・危険ドラッグ類の使用の禁止。（警察など関係機関へ連絡します。）

### ⑭アルコール類やノンアルコール類について

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。また、成人であってもアルコール類やノンアルコール類の校内への持込みや飲酒しての登校は禁止です。

### ⑮その他の違法行為・迷惑行為

その他、法律を犯す行為や周りの人への迷惑行為は禁止です。

## 2) 上履き

校舎内は土足禁止です。校舎内では必ず上履きに履き替えてください。

(体育の授業では、体育館シューズを使用します。)

## 3) 自転車通学

校内では、必ず指定された場所に整列して駐輪してください。また、通学に使用する自転車には本校指定のステッカーを貼り、名前を記入してください。

大阪府では平成28年7月に「自転車利用者は自転車損害賠償保険等に加入をしなければならない」と条例化されました。万一に備えて総合保険などに加入してください。